

第四十回国会 農林水産委員会議録

第三十一号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事田口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事山中 貞則君 理事足鹿 覚君

理事石田 有全君 理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

小枝 一雄君 坂田 英一君

大野 市郎君 金子 岩三君

龜岡 高夫君 仮谷 忠男君

草野一郎平君 倉成 正君

内藤 隆君 中山 榮一君

福永 一臣君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

米山 恒治君 角屋堅次郎君

栗林 三郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 楢崎弥之助君

西宮 弘君 安井 吉典君

稻富 梶人君 湯山 勇君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農林政務次官 中馬 辰彦君
(農地局長) 庄野五一郎君

農林事務官 庄野五一郎君

農地局監察官 片山 一郎君

農地局農業機械監察官 池上 正紀君

農林事務官 相沢 英之君

農地局農業機械監察官 富谷 彰介君

農地局農業機械監察官 佐伯 哲郎君

農地局農業機械監察官 宇ノ沢智雄君

農地開発機械公團監理官 榎崎弥之助君

農地開発機械公團監理官 谷垣專一君

農地開発機械公團監理官 草野一郎平君

農地開発機械公團監理官 川俣清音君

農地開発機械公團監理官 岩澤茂一君

農地開発機械公團監理官 長司君

農地開発機械公團監理官 木村三男君

農地開発機械公團監理官 佐々木達夫君

農地開発機械公團監理官 大蔵大臣

農地開発機械公團監理官 総理府事務官

お手元にあれば、とりあえず私の指摘をした点について、ずっとここでゆつくりとお読みいただければはつきりするわけですが……。

○**庄野政府委員** 至急取り寄せまして御回答いたします。

○**足鹿委員** お聞きのように、この程度のものすらも準備をしなければできないという状態です。先日公団当局の方が参考人として出席をされ、橋崎委員その他の質疑にいろいろと答えられております。準備があろうと思う。公團当局に直ちに照会をして取り寄せていただきたい。いつになりますが、便々として私は待つわけには参りません。監理官は、こういった審議資料となるであろうと思われるることを準備なさるのがあたりまえではありますから。それでなくとも行管がちゃんと指摘をしておるのです。一般に伝えられておりますように、三十六年度は大臣の回答も明らかでない、農林大臣の認可の月日も、事業計画については明らかでない、二月だという話であります。ほんとうですか。だからこれに関連をする今の資料を至急出していただきたい、いつ出しますか。

○**庄野政府委員** 監理官室にありますので、今電話で連絡して至急取り寄せます。

○**足鹿委員** その際、申し上げておきますが、ないものをおきます。要するに、三十一年度以降は概要だけつけて御提示を願いたい。それは三十七年度公団予算、事業計画、資金計画及び三十八年度以降の事業計画、資金計画の概要、三十九年度以降は概要だけつけています。そこまかいて申上げても無理だろうと思いますから……。

三十七年度の分についてはしかとしたものを御提示願いたい。それから先ほど申しました公団の財務諸表、三十年度から三十五年度及び三十六年度の見込書、三十六年度はまだ事務上なかなか困難な面もあるうと思いますからその見込書、それを一つ御提示願いたい。あとで質疑に出た際に申しますと、あなた方もお困りでいらっしゃる一括して申し上げますが、三番目には、従来公団が貸付をしました機械等の料金と民間料金との比較はどうなつておるか、これを知りたい。これを資料として御提示を願いたい。

それから昨日、松本参考人も述べておられましたが、機械の貸与ではそう赤字になることはなかろうが、しかし新しくやります機械の修理といふことについては、経営はそう簡単になかなか黒になりますかねるという趣旨のことを、檜崎委員の質疑に對して答えられております。そこで機械修理を公団がやった場合に、また、かつてやっておるのでありますか、その実績と、将来はどういうふうになりますか、この点は公團事業として重要でありますので、これを公団当局と至急連絡をされまして御提示を願います。

それから一億五千万を今度国がしりをぬぐうわけであります、その用途、内容はちゃんとしておりますか、あればそれを伺いたい。あとでこの問題はいろいろと御質疑をいたします。

それから先ほど申し上げました様に、会計の決算の明細、先ほどの局長の言われたトータルでなしに、そのトータルの内容を一つ御提示を願いたい。それから三百万円以上の機械と不動

産、これは法律によつて公団が処分をしようという場合は農林大臣に申請をして認可をもらわなければならなくなつてゐる、これは御存じの通りであります。今日までどのような機械とか不動産を処分をしたか。それを農林大臣に申請された日、認可のあった日を一覧表として御提示を願いたいと思います。

その一つ一つではお困りでしようから一括して申し上げましたが、審議に間に合うようになりますか。

○庄野政府委員 できるだけ間に合うように整えたいと思います。

○足鹿委員 この点は、特に委員長にお願いを申し上げたいのですが、これは当然あるべきものなんです。それがないとして時間を食いますと、これは私の責任ではなくして農林省なり公団の今までの怠慢の集積だ、ということになりますので、便々と待つわけに参りませんが、何時ごろに出しますか、その点をお確かめ願いたい。

○野原委員長 おそらくとも昼ごろまでにどうですか。

○庄野政府委員 できるだけ努力いたしまして昼ごろまでに整えたいと思います。

○足鹿委員 昼ごろまでに出すということでありますから、ぜひそういうふうにお願いをしていただきたいと思います。

そこで、先ほども私が申し上げましたように、松本理事長は一昨日の陳述において、機械の貸付はまあ大体うまくいくだらう、ただし修理はなかなか並み大でないと言つておりますが、農林省のこれに対する見解はどうですか。監理指導の立場からこれを御

肯定になるならば、三十七年度公團予算の内容、事業計画の内容との関係について実際成算があるのかないのか、理事長自身がどうも自信がなさうだということになりますと、これまたいいかげんだと赤字になるのですよ。頭から赤字になるようなことを承知の上で事業計画を組んだり、予算を作ったり、資金の計画を立てるようなことでは、これはもう從来と少しも変わりませんが、ほんとうに成算がありますか、農地局長。

○庄野政府委員 一昨日以来御質問にお答え申しておりますように、公團の主たる事業は、御指摘のよう機械の貸付というものが今後中心になっていくだろうと私も考えております。これにつきましての事業量の確保ということにつきましては、事業計画を出していただきますが、今度事業計画も認可、こういうことに相なるわけであります。これが、事業計画の審査に際しましても、たとえば三十七年度につきましても、三十七年度の農林省の、特に農地局の予算等との関連が非常ににあるわけでございまして、この事業の予算執行の面とよくにらみ合わせまして事業計画が妥当に、そして伸びるように私としては認可なり指導をしていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお公團の修理業務でありますから、ただいままでに公團の手持ち機械を修理する、こういうことになつておつたわけであります、これは從来から公團の修理施設に対しまして、県内の機械とか、あるいは県が出資しております公社の機

械、そういうものの修理の委託等も頗るあることがあることもあるよう聞いておりました、そういう面の修理もできるようにないたしたい、こういうふうに考えておる次第でござりますが、これについて御指摘のようにこの修理による収入を多分に見込むというようなことは、今後新しい仕事でござりますので、十分注意いたしまして、そういった過当な修理の見積もり等のないように、堅実な運用の裏づけ等をよく審査いたしますして、十分注意していくたい、こういうふうに考えます。

○足鹿委員　自信があるわけですね。あとで今の御答弁がすぐにくつがえるような事態が起きないよう十分御留意をなさっていただきたいと思います。それは申し上げておくだけです。

○野原委員長　足鹿君に申し上げます。大蔵省から相沢主計官が見えました。

○足鹿委員　それでは相沢さんでけつこうです。大蔵省当局に大事な点を二、三お尋ねをいたしますが、農地開発機械公団法の審議にあたって、これが從来の運営よろしきを得ずして赤字が出た。これを再検討して再発足をしようということで論議、検討しておるところでありますが、最初にお尋ねいたしたいのは、法第二十一条によりますと、公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成して、当該年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ、こういうことになつておるのではありません。行管の勧告書によりますと、大蔵大臣の回答が從来著しくおくております。三十三年の分につきま

しては六月二十三日、農林大臣の認可が六月二十六日、三十四年度は大蔵大臣の回答が三十四年八月二十四日、農林大臣の認可が三十五年八月二十六日、三十五年度が三十五年七月十九日、三十六日もおくれ、三十四年度は百五十五日、三十五年度は百十八日もおくれておる。三十六年度に至っては無く認め同様であった。大蔵大臣の回答も出ておらない、農林大臣の認可もないままに、聞けば本年の二月ごろ認可があつたと伝えられておりますが、その事情を明らかにしていただきたい。

○相沢説明員 機械公団の予算が例年年度の開始前に農林、大蔵両省の協議がなり、かつ認可するという建前になつておるにかかわらず、これがしばしば遅延し、特に三十六年度においてはなはだしく遅延したということにつきましては、私ども事務当局といたしましてもはなはだ遺憾に思つております。しいて申し上げますと、農地開発機械公団は、他の住宅公団あるいは道路公団その他のこういう事業公団と若干違いまして、機械公団自体の計画に基づく事業というのが非常に少なく、主として国あるいは県等の土地改良事業を請け負つてやるということになります。これがはつきりと、たとえば国営の灌排水事業その他の事業の補助事業につきましても、あらかじめ農地開発機械公団にこれこれの事業をやらせるんだというようなことを決

定いたしまして、つまり、年度の開始前にそういうようなことがきりますれば、これまた若干事情が違うと思いませんけれども、その辺のところは、建設会社と同じような資格において工事の受注をするというような仕組みになつておりますものですから、國、地開発機械公団の事業もきまらないといつたような因果関係がございまして、とかく事業の内容が堅めにいくと、いったような事情があるわけでござります。三十六年につきましては、過去において累積いたしました赤字の対策をどうするか、あるいは今後における再建計画の見通しとの関連において、ことしの事業をどのように考えたらいいか等々、いろいろと問題が多くなったことも手伝いまして、非常に遅延いたしたわけがありますが、いたしましても、これははなはだ遺憾なことでありますて、今後できるだけそういうことのないよう、早く事業計画を策定して、これを認可するという方向に努力したいというふうに考えております。

出しているのです。認可されたのは本年に入つてからだという話を聞いておるが、財務当局として少しでたらめ過ぎやしませんか。法律の明文にあることについては、今おっしゃったようないろいろな理由のあることは、私もわからぬではありません、わからぬではありませんが、堂々と予算として確定したものとしてこれを公表するとは、一体何事でありますか。一体こういう運用というものがあつていいのでありますか。もうちゃんと予算として出ておるのでですよ。

○相沢説明員 その事実は私ただいま初めて聞きましたので、機械公団としてそういう認可なしに收支予算としまして公表するというようなことは、はなはだおかしいのではないかというふうに思つております。

○足鹿委員 おかしいではないかだけでは済まぬじゃないですか。とするならば、ここへ、目下認可申請中とか、何か書いてしかるべきでしようが。農地局長、あなたの大蔵省に投げかけて、涼しい顔をしておつていいのですか。

一休監理官というものを置き、管理指導すると言っておるけれども、一つもあなた、管理しておらない証拠ではありますか。堂々と、ちゃんと予算が公表されておる。とするならば、法律も守られておらない。農林省の管理指導も徹底しておらない。大蔵省もまさに遺憾だと言つておる。知らぬ間に予算や事業計画がきまつて、動いておるのでですよ。これは明確な法律違反であると同時に、こういう運営を許したら、全く無軌道な運営と断ぜざるを得ないじゃないですか。相沢主計官、三十六年度の正確な認可月日は、いつ認

○相沢説明員　まだ三十七年度の計画が十分に明らかにされておりませんし、私どもの手元には財務諸表についても資料としてまだ提示がされておりません。そこで相沢さんに、その専門の立場でありますから、御存じであるかどうか知りませんが、今資料を要求しておりますから、もし御記憶があれば御答弁願いたいし、御持参の資料があれば明らかにしていただきたいのです。ですが、公団の財務諸表、財産目録、貸借対照表、損益計算書、これは決算完結後一ヵ月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならなくなつておると同時に、これにつきましても大蔵大臣への協議事項がついておるのであります。従つて、大蔵省が三十年度以降のものについて回答をされました年月日は、資料で御答弁がいただけますか。

○相沢説明員　今は手元に資料は持ち合わせておりませんが、調べればわかると思います。

○足鹿委員　それはいずれ資料の御提示を待つて明らかにしていきたいと思ひます。

そこで、これは大臣にお尋ねをするのが妥当な問題であります、一応農林省事務局にお尋ねをしておきます。農林省所管の公園あるいはこれに類するものが、きのう提示された資料によりますと十二あります。まだその中には、畜産振興事業團は退職給与等の規程がないようあります。他のものは、共通しまして役員に対しては非常に高

給であります。特にこの農地開発機械公団については顧問、嘱託というものが正員外に置かれておることも私ども不思議に思う点であります。が、一番不審に思いますのは、公団の理事長以下、理事、監事の退職金の基準が、退職年次における月俸の百分の六十五といふものに在職年数をかけて退職金として支給することになつておる。これは共通だと農林省はいうのであります。が、その結果、今愛知用水公団の理事長に転任をされました成田さんは退職當時に千二十数万円の退職金をその規程通りおもらいになることになる、もしその通りお支払いになるということになれば、以内ということになつておつても、その他の理事、監事も、すでに退任をした人がその規程通りもらつておられます。が、民間会社の場合も他に類似を見ないうなうな高額のものだと思うのであります。私は人のふところをとやかく論ずるようなそういう気持で申し上げておるのではありませんが、退職金をたくさんおもらいになるような功績のあつた人には事情によつては一ぱい一ぱいおあげをし、さらに何らかの労に報いる方法というものは当然とるべきだと思いますのであります。が、大赤字をして、そして退職金をもらって今まで私ども予としますことにかく十三万円あまり給料に加算されるという、実にばろいといいますか、べらぼうな給与規程になつておるのですね。今まで私ども予

いたしますと、大蔵当局がとてもきびしい、とにかく微に入り細をうかがつて検討される、そしてその結果なかなかむずかしい、こういうことを公式にも非公式にも答弁をされるのです。ところが一たび事業団の問題になり、その役員の給与等となりますと、こういう民間にも官厅にも類例を見ないような高額なものを出しておられる。きのう河野農林大臣は検討して善処する旨をこの委員会において御答弁になりましたが、大蔵当局としてはこれは当然だとお考えになつておりますか。それともこういう問題については信賞必罰の立場から業績を上げた者に対してもかかるべく支給するのがよろしかろう、しかし大きな赤字が出たとかあるいは業績が上がらないときには、少なくともこれに対しては勘案すべきではないか、かように私どもは常識的に判断するのであります。大蔵当局としてはお気づきになつておりますか、御検討になる用意がありますかどうか、

○相沢説明員 公團の給与、退職手当につきましては、各種の公庫、公團、事業団、事業団その他の政府関係の諸機関

この際明らかにしていただきたい。

○足鹿委員 川島行管長官には、北海道開発庁長官の御資格において御出席願つたわけであります。昨日も監査官に御出席を願つて同僚樺崎委員から

お問い合わせました。この問題についてお答えいたしますが、政府関係機関の役員の給与あるいは退職手当についてお尋ね

ておりますので、確たることをここで御回答であります。この退職手当につきま

して、おっしゃる通りこれは相当高い

ではないかといったような議論も過去においてはあつたことを聞いておりますが、俸給月額に百分の六十五をかけたものに在職期間を乗じて算定すると

いう方式は、各公庫、公團等に大体通じて行なわれている算定方法でございま

す。今先生のおっしゃられたよう

に、その役員の功績いかんによってそ

の範囲内において増減すべきではない

かという御意見はごもつともな点もございますが、ではたしてその役員が

どの程度に功績があつたかいなかとい

うこと、それをものさしにいたしま

してそれで六十五をあるいは六十三に下

げるとか、あるいは六十で切るとかい

うことは、実際やることはなかなか困

難ではないかというふうに思います。

今までの例から申しますと、大体において規程通りの額を払うというよう

ないのじゃないかと私は思いますけれども、もしそういう点について問題が

ございまれば、私、担当の給与課の

方にもその点を伝えまして意見を聞いてみたいと思います。

○足鹿委員 川島行管長官には、北海道開発庁長官の御資格において御出席願つたわけであります。昨日も監査官に御出席を願つたのです。これを

おいでになっておりまして、これを

いかようご回答を促し、そしてこの農

地開発機械公團の今までの運営に反省

をいたしました。この際官長が幸い

で、なほ改善しなければさらには勧告が得ま

ります。従来のやり方は大体六カ月間内

に勧告に対する処置の回答を求めるま

で、なお改善しなければさらには勧告す

る、こういうふうにやっておるのであります。

農林省の回答がきいているかどうかまだ

知りませんけれども、監察官が来てお

りますので、担当の監察官から報告を

りまして、実は農地開発公團に対する

農林省の回答がきいているかどうかまだ

知りませんけれども、監察官が来てお

りますので、担当の監察官から報告を

○富谷説明員 このうちで公団が自分で所有してさらに機械をふやして担当するものといたしましては、ここに書いてござります差引不足台数の二百七十台分をふやして参りたい、こういうふうに考えております。それから不足します分につきましては、おそらく県その他の機械の伸長が出て参ると思いまして、その推移を見まして、もし県その他機械の伸びがなければ、また公団の保有ということになつて参るということをございます。

○足鹿委員 貸付中心のようであります、受託工事そのものはやらないのでですか。

○富谷説明員 現在やつております受託工事はそのままの規模でやるつもりでござります。

○足鹿委員 そうしますと、現在行なつておるもののみであって、今後は新しく受託工事は公団そのものがやらないのでですか。手をつけないのでですか。そうすると機械の貸付と修理が中⼼だ。その修理は実際問題としてなかなか容易ならぬ、こういう話を松木理事長はしております。そうすると受託工事は今手をつけたものを終わればそれでしまい。そうすると機械を持つておつて貸し付ける、機械の修理はまずからの分を修理し、他のものを修理する、それだけのものですか。

○富谷説明員 私の説明が不十分で申しわけございませんでしたが、受託工事は現状のそれに充てております機械を、その現勢を伸ばすことなしに、その機械を持っている範囲で行なつて参ります。従つて受託工事と申しますのは、事業によりまして当該年度限りで終わるものもございますし、場合によ

りましては開墾のよう二年、三年と延ばすものもござりますけれども、機械の動きとしては将来といえども統一して参るわけでございます。しかしながら公団の事業の主体は、そういう受託工事は今までとめておきまして、貸付の方の機械を逐次ふやして参りますから、主力といたしましては貸付の方に移つて参る、こういうようなわけでございます。

○足鹿委員 機械を持っておってそれを貸し付けたり修理をすること程度で、月額二十三万円の理事長以下理事、監事ぞろりと頭を並べ、顧問、嘱託から五百人に近い職員を置く、一体こういうことがどのような成果を上げるのか。私は昨日も河野大臣に御質問申し上げたのですが、愛知用水が当初の建設公団としての性格から管理公団としての性格に変わつていった。これは大臣もお認めになつた。その際に、機械開発公団発足當時とは今御答弁になつたように性格が変わってきておられる。にもかかわらずこれを充実して貸付けと修理に重点を置き、本来の受託工事はだんだん縮小をして手を引く、こういうことでは公団存立の意義といふのはほとんど薄くなるのではないか。それでもあるのだということになればこれは見解の相違と言わざるを得ませんが、農政の推移から見て、開墾を打ち切り既入植者の困難をどうして救済するかということに変わつておる。こういう状態でありますから、そういう中にあって公団の性格は、発足当時ともう根本的に変わりつか

き、いろいろ問題があると思うのです。

では伺いますが、公團の性格が変わった。そこで年次別、事業量別、事業の種類別、地区別、その予定地、今後受託工事としておやりにならうといふ、今私が指摘した年次別事業量、事業の種類、その地区予定地は一体どこを予定しておられますか。どの程度のことを計画されておるのでありますか。私は先ほど要求しました資料を見た上でさらに指摘をいたしますが、それなしにうまくいかぬのではないか。たとえば機械の貸付にいたしましても、貸付するからにはその都道府県あるいはその地区における計画というものをあなた方が握っておって、そし付けていく、こうしたことにならざるを得ないでしよう。これには一貫した計画があらねばならぬはずじゃありませんか。その点を明らかにしていただきたい。

営、県営、團体營等のペイロット方式によるものが三十六年度から軌道に乗りつたります。それから構造改善事業の中でも、いわゆる耕地整理事業と團もこういう事業量があるから、こういうものに対しまして、機械施工といふことが今後大いに期待されて、一応その実現にわれわれは努力したい、先ほどこういうふうに申し上げた次第でございます。その場合におきまする機械の貸付ということと、それから上北、根鉄方式ではございませんが、その他の県営でありまする開墾あるいは団体営でありまする耕地整理、そういういたところに対しましても、機械を貸し付けるとともに、あるいは工事の受託を受けて機械公団が施行するという場合もございましょう。それからまた今後非常に期待されまする草地の改良、造成等におきましても、機械公団におきまして機械の貸付である場合もありましよう、またその事業主体の契約によりまして工事の受託を受けて工事を施行するという場合も出てくると思ひます。そういう問題につきまして、われわれといたしましては、公団からの事業計画をよく吟味し、われわれが持っておりまする国営なり、あるいは県に予算配賦いたしておりまする県営事業等におきまする公団の機械貸付なり、あるいは受託工事としての施行なりについて十分指導をして、事業量の確保ということに努めたい、こういうふうに思っております。

ておりまして、まだ十分なものはできておりません。

○足鹿委員 どうも、昨日来この問題期待しておったのですが、検討するの一点張りなんです。おそらく今局長が御指摘になつたようなことであろうと思うのですが、それは私が冒頭に資料を要求しましたが、三十七年度の公団の事業計画、予算、資金計画、三十八年の事業計画、予算、資金計画

度以降の事業計画の裏づけとしては、どういう種類の事業をどの程度の量をどの地区において大体予定するか、こういうことが裏づけとしてあるはずなんでしょう。それなしに今言われるよ

うな局長の答弁は、昨日から大臣としまつた答弁なんです。そういうことを私は求めているのじゃないのです。私は決して無理な要求ではないと思うのです。事業計画をお出しになれば――

十二時ごろまでに出すということでありますので、それをしさいに見させていただきますが、その程度のことは公

団から当然あなた方にはもう打ち合わせ済みであり、大体きまつておるはずなんでしょう。ただばく然と一億五千

万円の新しい出資をする、そしてこれはどういうふうに使用されるのかとい

う関連がありますが、機械を購入されるのですか、施設を拡充されるのですか、あるいはその運用益でもって事業費に充てたり、管理費の不足の穴埋めをするだけですか。そうすると先ほど富谷参事官は機械を買うんだ、貸

くるから買うんだ、こうしたことでありますが、この間からもあまり明らかになつております。一億五千万円の

出資は何に充てるのですか。この出資の一億五千万円の内容との関連も出てくると思うのです。それも明らかにしていただきたい。

○庄野政府委員 一億五千万円の出資の使い方につきましては、これを新規の機械購入とそれから公団事業の運営資金として安定的に使う資金として使いたい、こういうことで大蔵と今相談いたしております。

○足鹿委員 まだ大蔵と折衝中だとい

うのですか。少なくとも法案を二月に提案をして、そして今日まで相当の日子が流れている。そして先日来この問

題に対して真摯な検討が行なわれておる。これはできないことはできないで

しょうが、私は先ほど指摘しましたよ

うに、少なくとも事業分量だと事業受託工事として公団がみずから地

区をやる、この地区は都道府県がやるから機械が不足するから貸与する、こ

ういう大まかな検討も計画もなしにあつていいのであります。そもそもが、少くともそういう事情に

あって、お役人の仕事であり、本年度はおそらく空転するでしょう。これは私

の推定でありますから別に御答弁を求めるまらない。そういういたらくで

あつて、お役人の仕事であり、本年度は

おそらく空転するでしょう。これは私は

大蔵省がどういうふうにこの一億五千万円を農林省と相談をしておられるそ

の身を伺いたい。場合によつては大蔵省がどういうふうにこの一億五千万

円を農林省と相談をしておられるそ

れでその運用益をどの程度見込んでおられますか。一億五千万円といふもの

を大蔵省と折衝をしておられるそ

の身を回すといふことでありますか、

が、三十七年度につきましては新規

のものあるいは継続のものにつきましても三十七年度の事業量がただいま決

定しつつある段階でございます。それ

を決定いたしまして、これのうちで公

団でどういうふうにそれを担当するか、その態度を一つ承りたい。その内

容もなしに一億五千万円を出資してよろしい、こういうわけには参ります

まい。

○庄野政府委員 再々の御質問でござ

いまして恐縮でございますが、事業量の問題といたしまして、先ほど私がお

答え申し上げました中に構造改善事業、こう申しましたが、構造改善事業

と申しましてただいま新しい三十七年改良が重点であらうぐらいの話であつて、要綱には共同施設であるとかある

のは環境改善とか、いろいろなものが掲げてありますが、その内容もまだまつてないですか。た

だ一がいに構造改善事業を新しくやるからこれに持っていくんだ、そういう

態度で一休機械開発公団はまたいわゆるお手上げの状態で仕事がないという

結果になりますよ。おそらく構造改善事業は七、八月ころないとその中身が発足しない。指定地区の事業計画も

定まらない。そういういたらくで

あつて、お役人の仕事であり、本年度はおそらく空転するでしょう。これは私

の予定とか種類とか、そのうちで受託工事として公団がみずから地

区をやる、この地区は都道府県がやる

から機械が不足するから貸与する、この予定でありますから別に御答弁を求

いませんが、少くともそういう事情に

あって、お役人の仕事であり、本年度はおそらく空転するでしょう。これは私

の予定でありますから別に御答弁を求

いませんが、少くともそういう事情に

あって、お役人の仕事であり、本年度は

おそらく空転するでしょう。これは私

の予定でありますから別に御答弁を求

いませんが、少くともそういう事情に

あって、お役人の仕事であり、本年度は

おそらく空転するでしょう。

はありませんが、これは一体何と言つていいのですかね。委員長もごらんの

ように、これで一億五千万円の出資をして、今まで出資金のなかつたものに

出資をして、少なくとも健全な運営に当たらして、今後の農業基盤の整備事業に貢献せしめよう、こういう画期的な構想の裏づけとしてはあまりにもお粗末ではありませんか。

私たちが昨日から指摘しておりますように、農地局自体が今まで仕事を出さぬじやないです。ほんとうに前向きになつてあなた方が公団に、仕事が消化できないというところにま

で、これをやれ、あれをやれ、これもやれというふうな具体的な事業計画に対する示唆を与え、そしてこれに協力

し援助していくことがあれば、公団としてもふうふう言いながらやらざるを得ないでしょう。

こういうものを機械開発公団がおさざるを得ないと

いうことは——機械開発公団の責任者はおりませんが、これはあなた方が

おさざるを得ないでしょう。農林省がきっと

作ったんでしょう。農林省の了解なしにやるわけはない。一体だれがこうい

う作文をしたのですか。この作文で事

業計画などということは許しません。

○庄野政府委員 昨日理事長が参りまして、事業計画の基本方針、考え方

といふものをおこでお述べになりました。それがその文章でございます。先

ほど御要望の事業計画につきましては、ただいま調製して提出いたしました。

いうふうに考えておる次第であります。

○足鹿委員 これはだれが要求した資料ですか。——では私が要求した資料ですか。

ではないですか。

○庄野政府委員 昨日松本理事長がここで御答弁になつたあとに資料要求としてあつたと存じております。

○足鹿委員 そうしますと、私は冒頭に資料要求をいたしましたが、あなたの方の便宜を考えて、次から次と出すことは気の毒だと思います。

目にはたって、これは決して不可能ではない、可能な、当然あるべきものとして要求したその一に、三十七年度の

公団予算、事業計画、資金計画及び三十八年度以降の事業計画、資金計画と

いうものを要求しましたが、それはいつお出しになるのですか。

○庄野政府委員 ただいま青焼きにしておりまして、もうすぐ参ると思いま

す。

○足鹿委員 それを見た上でさらに伺いますが、一億五千万円の大まかな内容を明らかにしていただきたい。

○庄野政府委員 一億五千万円の出資金におきまして、ただいま私たちが計画しておりますのは、一億円を安定資

金に、五千円を主として北海道の烟作開発用の機械を新規に購入いたした

い、こうい考えでござります。

○足鹿委員 一億円を積み立てて、こ

れの運用益でもつていろいろ管理費に充てたり、あるいは事業費をまかなつたり、あるいは不足が出たときに穴埋めする、あと五千万円で実際の機械を購入したり、あるいはその他必要なものを買うということですが、どういうものを買いになりますか。北海道の

煙作関係の機械を買うということでありますが、どういうものをどの程度、いつお買いになるのですか。事業計画で明らかになつておればよろしい。そ

れを見た上で私は質問いたしますか

ら……。

○庄野政府委員 五千万円で新規購入いたしたいという機械は、北海道の烟作地帯に使います機械でございまして、大体混層耕に使います大型の機械

だ、こういうように考えております。

○足鹿委員 昨日、河野農林大臣は、草地の開発等にも重点を入れるということがあります。そこであります、府県における草地の改良等について機械は現有のもので間に合いますか。大臣の答弁は大まかにありますか。

○足鹿委員 とにかく、一億五千万円の出資そのものは、公団の穴埋め、あ

な答弁でございまして、大臣としてはいたし方ないと存じますが、今お聞きの通りであります。機械開発公団の一億五千万円の出資は、一億円は運用益を求めるために積み立てる五千万円で北海道の烟作の、しかも混層耕を中心の機械を買うのだということになりますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

ますが、そういう御構想で草地の大開發が可能になるでありますか。現

在の機械で間に合うかどうか。先ほど私が指摘いたしましたが、長期計画に心の機械を買うのだとことなります

。

り円が途中でだめになつてから預金部からこれを引き出しております。必要が生ずればということでおりますが、これ

はまた世銀の融資を受けられますか。その資金源はどこに求められる御所存でありますか。

○河野国務大臣 そんなことは考えておりません。国内に金はたくさんありますから、どこからでも持つてこれられると存じます。

○足鹿委員 とにかく、トータルでありますから根鉄地区にてござります。それから根鉄地区にて三十三年までに三年度にわたりまして五千五百四十万円、千円以下切り捨ててござります。つきましては三十一年から三十五年まで五年度にわたりまして五千六百七十九万四千円、千円以下切り捨ててござります。篠津地区につきましては三十一年から三十五年まで合計五億八百六十万八千円、千円以下切り捨ててござります。

○足鹿委員 これがトータルであります。年度別には明らかになつた。もし不足をすれば借り入れて充用する、こう

度では不満であります。私どもはそういう程度では不満であります。事態としてはその事態が明らかになつた。もし不足をすれば借り入れて充用する、こう

れなければならぬと思うのです。これは先ほども私が資料要求の六に申し上げると思うのです。それはいつ

だけますか。ただいま電話連絡でとりましたので、ここでお答え申したいと思います。

○庄野政府委員 上北地区につきましては三十一年から三十三年までに三年度にわたりまして五千五百四十万円、千円以下切り捨ててござります。それから根鉄地区にて三十三年までに三年度にわたりまして五千五百四十万円、千円以下切り捨ててござります。つきましては三十一年から三十五年まで合計五億八百六十万八千円、千円以下切り捨ててござります。

○足鹿委員 これがトータルであります。年度別には明らかになつた。もし不足をすれば借り入れて充用する、こう

度では不満であります。私どもはそういう程度では不満であります。事態としてはその事態が明らかになつた。もし不足をすれば借り入れて充用する、こう

。

ど出てきたのは前の松本理事長の言つたことを作文したものが出でてきておる。これでは困りますので、十二時過ぎといいますともう一時前ですから早く出していただきたい。それによつて質疑を継続したいと思います。

そこで北海道開発庁に伺いますが、世銀借款によって購入した篠津用の輸入機械の点についてであります。これは十五台と聞いておりますが、これは世銀と公團の外部契約によってわが国と世銀との保証協定がなされ、國が公團から三十三年九月に四台、三十四年八月一台、三十六年四月に十台、いざ

こうです。が、先ほど私が指摘いたしました農地局関係の資料はあらかじめ一括して申し上げたのですから、早く

みんなにそれを御提示願いたい。それはいつ出ますか。

○野原委員長 足鹿委員の御要求の資料は、今盛んに印刷しておるのであります。が、相当の資料のようなんでも、全部そろわなくてもでき次第お届けするよ

にしますので、とりあえず……。いたしたいと思います。

なお決算の認可状況等の御要望がありましたが、ただいまメモでも読み上げて御報告いたしたいと思います。

三十年度の決算は申請が三十一年の九月十一日、大蔵協議が三十一年の十二月三日、それから大蔵からの承認が三十二年三月三十日、こういうことに

なっております。それから三十一年度決算につきましてはただいま決算中でござります。

○足鹿委員長 ちょっとそれをこっちへ回して下さい。

これに関連をしまして先ほどの財務諸表の関連する中身の一つがただいま資料として口頭説明なさったわけでありますが、その他の点については三十七年度の事業計画、資金計画、予算、

たいの点についてどうでありますか、一千円もする機械も中にはあるといふことでありますので、同じ機械々々といつても機械によりけりである。非常に高い機械でありますから、そのつもりで一台との購入価格、年月日及び耐用年数、使用時間、國の買い取りの点についてどうでありますか、一台

追及がありました、國が買ひ取るに至つた理由、その後の管理状況、これらもこの点に関連して、耐用年数のないものを現物出資しておる点についても篠津開発に不適性として買ひ取つたといわれております。今橋崎委員からもこの点に関連して、耐用年数のないものを現物出資しておる点についても篠津開発に不適性として買ひ取つたといわれております。今橋崎委員が

○庄野政府委員 先ほど御要求になりました資料につきましては、なお督促してできるだけみやかに出すよう

にしますので、とりあえず……。いたしたいと思います。

なお決算の認可状況等の御要望があ

りましたが、ただいまメモでも読み上げて御報告いたしたいと思います。

三十年度の決算は申請が三十一年の九月十一日、大蔵協議が三十一年の十二月三日、それから大蔵からの承認が三十二年三月三十日、こういうことに

なっております。それから三十一年度決算につきましてはただいま決算中でござります。

○足鹿委員長 ちょっとそれをこっちへ回して下さい。

これに関連をしまして先ほどの財務諸表の関連する中身の一つがただいま資料として口頭説明なさったわけでありますが、その他の点については三十七年度の事業計画、資金計画、予算、

三十八年度以降の事業計画と資金計画の概要とうらはらの関係になりますかうかということを一つお願いします。

○木村(三)政府委員 お答えいたしました。それから三十一年度決算につきましては、申請が三十二年の九月十六日、大蔵協議が三十二年十二月十六日、大蔵からの承認が三十三年一月二十三日、農林大臣の最終的の承認が三十三年二月十日、こういうことになつてお

ります。

○足鹿委員長 ちょっとそれをこっちへ回して下さい。

これに関連をしまして先ほどの財務諸表の関連する中身の一つがただいま資料として口頭説明なさったわけでありますが、その他の点については三十七年の二月になつて初めてあなたが認可をいたしましたが、三十六年度の

三十六年十一月九日、大蔵大臣の承認が三十六年四月十日。

それから三十五年度決算は三十六年九月十三日申請になつて、大蔵協議が三十六年四月十日、農林大臣の最終承認が三十六年四月十日。

それから三十五年度決算は三十六年九月十三日申請になつて、大蔵協議が三十六年四月十日、農林大臣の最終承認が三十六年四月十日。

○足鹿委員長 それでは北海道関係に売

り渡しをしたというもので、七の資料

とそれから今の決算状況はわかりまし

た。そうしますと、今後は一と二とそ

れから三の問題と、四、五の一億五千

万円の使途は先ほどわかりましたから

これはよろしい。それから六の篠津、

上北、根釣の三地区別のものも先ほど

承りましたからこれもよろしい。あと

今は済みましたからよろしい。あと

今指摘したものの御準備の都合もある

が三十七年二月十六日となつておりま

す。御要求の資料は、今印刷しております。が、とりあえずそろいましたものだ

けでも差し上げたいと思います。それ

によって一つ御統行願いたいと思いま

す。委員の諸君にはまだ全部差し上げる

が、とりあえずそろいましたものだ

けでも差し上げたいと思います。それ

によって一つ御統行願いたいと思いま

す。委員の諸君にはまだ全部差し上げる

けであります。この点について、今後このような事態が少なくとも最小限度に避けられるように、そうして少なくとも公団が事業を開始するときには年度早々着手をし仕事をするに支障のない態勢を大臣としてとられるかどうか、責任のある御答弁を願いたい。これのない限り、これらのものが累積しながらみ合つて赤字要因になり、その結果は必ずやまたこの問題を通じて論議の起きることは必至だと指摘したいのです。この点について大臣の御所信を承っておきたいと思います。

○河野国務大臣 御指摘の通り本公団の過去の運営につきましては多々遺憾の点がありましたことは、はなはだ遺憾に考えます。今後におきましては責任を持って最善を尽くして指導いたしまして、いやしくも再びこのあやまちを繰り返さないように善処いたしたいと考えるものであります。

○野原委員長 本会議散会後開会することといったしまして、暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後三時六分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。——足る鹿児君。

○足鹿委員 本会議前まで質疑をいたしましたその結果、一応要求いたしました資料は不十分ながら提出をされまして、これをしさいに検討するいとまはありませんが、ざっと目を通してしましても、さらにしさいに検討する余地は

多多々あるようであります。しかし、今までの質疑を通じて農林省当局においても十分反省をされ、今後の公團の運営業務の指導管理等に遺憾なきよう十分措置されると思います。よって、私はこの際大まかな問題についての質疑は打ち切りまして、全体を通じてこの公團法に対する質疑を打ち切ることにいたします。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

「一日」を「公布の日」に改める
これが案文であります。
修正案の内容はきわめて事務的
のであります。原案においてはこ
正を昭和三十七年四月一日から施
ることいたしておりますが、す
期日を経過いたしましたので、こ
公布の日から施行することに改め
のであります。

てみましてもきわめて重大な改正であります。これらの措置は同公団の再建というよりもむしろ再出発、新発足とも言える大改革であろうと思います。

以下、この改正案に対し、われわれが反対する理由を具体的に申し上げたいと思います。

まず第一に、この法案の本委員会における審議運営についてであります。ただいまも申し上げましたように、いろいろ問題の多いこの公団の再出発に対し、この機会を通じまして十分時間をかけて検討審議し、そのあり方を正し、同公団が本来の目的に沿って十分な活動ができるよう審議すべき仕組みを持つこの委員会が、昨日わが党足鹿委員の質問の段中に、実印として手書き

務計画あるいはその実施に対する国の行政指導、すなはち農林大臣の指導がほとんど行なわれていないという事実によるところが大きいのであります。たとえば事業量不足による機械の稼働不足、また予算や業務方法書の認可の遅延等々、政府はおのれの行政指導を完全にサボタージュし、公団を放置しておつたのであります。政府の責任はまことに重大といわなければなりません。

しかばね今回の改正においてこれらの問題点はどう対処せられようとしておるか。今後における国の行政方針と公団事業との結びつきは法的にも制度的にもまた実際の運営の上からも全く所ら切られたものでありまして、事業

農地改正案　農地開発する法律案をする。附則第二条「一日」を「

機械公
開発機
の一部
する法
項中「
の一部
の一部

団法の
を次の
昭和三
日」に
械公團
律案に

一部を改める。」
十七年四月山田民六
提出いよ
求めまぢ
法の一
對する
ようだ
一部を

四月 改正 修正 改正 修正 修正 部を

農地を正するなりますたしまないたる法律度からて、同様のものとするもの、これまで十年十日目來今対して、これを行なふ。王とするとして、全く修復交付する。

私はその上に公認機械公団が運営する専門機械の販売と修理、保守、点検などのサービスを行っています。また、機械の販売や修理、保守、点検などのサービスを行っています。

一部を改正して、このへんの一部を加えます。昭和三十七年六月二日付の同公團の政府出資金を二等から一等に補助金を現物出資する旨を規定する。これをと

と公然とその明瞭な告員に野議論的急話四

、この
に採決
に入る
会運営
に、これ
党が努
遺憾千
次に法
会の審
、会計
での公
さんで
れらの
赤字に
瞭にな
はもち
団自体

括審議委員会の四半期の検査結果によつて、ことなります。

先生の原稿に対する意見は、必ずしも、この公開によるものであります。その意見は、たゞ一つ、つまり、この公開によるものであります。その意見は、たゞ一つ、つまり、この公開によるものであります。

たかが、本委員会の意見と、現在の膨大なものであり、原因は、こうして云ふのである。

した償うて、して資金発の検討になとい税か穴埋をし対し策、断じ迎えあるはなはな最由の

おるの
計画、
現在に
も終わ
らない
わなけ
ら一億
めをし、
て再出
まして、
放漫政策
て承服
た公団
ものは、

公団の人の営能力の特徴は、かまえが特に旺盛で、公団に押されず、自らの意のままに行動する傾向がある。このことは、公団の運営に大きな影響を与える。たとえば、公団は、自らの意のままに行動する傾向があるため、公団の運営に大きな影響を与える。たとえば、公団は、自らの意のままに行動する傾向があるため、公団の運営に大きな影響を与える。

務を追いつけ、内を将来に向かうに専念する。しかしも今後この公債はまだ具体的なう全くさへも入ったまゝのままの國民の多額の公債といふことは、必ずやその人事の点におかれます。

追加し
不に残
その後の
再出資的な
お話を
た醜態
民の血
の赤字
の出資
云々團に
されは
無為無
旨発を
事務的
おいて

10. The following table summarizes the results of the study.

であります。まず公團発足以来昨年九月三十日まで理事長をしておられました成田理事長は、駭大な赤字を累増させた最高の責任者であります。ところがことに赤字のひどかった三十五年度の山梨県災害復旧工事は会計検査院からも不当事項として指摘をされ、そのため成田理事長は直接の部下である理事二名、ほかに職員二名に対し引責のかどで辞任をしていながら、本人自身はみずから責任を明確にすることなく、膨大な赤字をかかえている公團から一千二百萬円という多額の退職金をつかんでのうのうと愛知用水公團理事長として転任されたのであります。

理事長の任命は農林大臣であります。

部下に責任をとらしてやめさした理事長は本来ならば、御自身の判断で責任をとり、出所進退を明確にすべきであります。もし本人自身にその反省がないとするならば、任命権者である農林大臣が当然この理事長に対し、理事長がその部下を処分したと同じようにその責任を追及するのが、法の精神から言いましても、公儀の立場から言いましても、また社会通念から言いましても当然のことではないでしょうか。

この点それは大した問題ではないと言われる農林大臣の態度は全く了解に苦れません。

同氏は、昨年十月、東北開発株式会社の理事から当公團理事長に采軒されてこられたのであります。同氏は常日ごろから、おれは河野の直系だということを豪語されていましたが、

東北開発株式会社理事をおやめになつ

た理由は、すでに衆議院決算委員会で明瞭にされておりますように、東北開発株式会社の汚職に一部理事がひつたからておりますために、役員全員が職務違反、怠慢の責めを負つてやめられたのであります。從つてまだ御本人には東北開発株式会社の退職金も今もって保留になっておるのであります。

もちろん御本人の人格、識見とは直接関係のない汚職事件であるとは言いましても、やめられた理由は明らかに職務怠慢による責め辞職であります。

このようないい人をわざわざ問題の多い当公團の役員に、しかも理事長に榮転させるということは、これは単に松本氏個人の問題に属することではございません。事柄は高級役人の人事一般に關する重要な問題であります。さらに公團のかかえている、顧問嘱託も、行管が勧告しておりますように全く飼い殺し的の存在であります。國費の乱費、冗費これに過ぐるものはございません。

以上新旧両理事長の人事は不法ではないとしても、明らかに正当性と適格性

を欠いた不当人事といわざるを得ず、

任命権者である河野農林大臣の情実人

事に対する責任はまさに重かつ大であ

りまして、すみやかに反省の上、その

善処方を要請する次第であります。

以上、私はこの公團法の一部改正について反対の理由を申し述べました

が、以上の点はおそらく与党の皆さん

といえども賛同される点の大きいもの

があろうと思いますがゆえに、私の反対討論に御賛同を得ますようにお願ひいたしますして、討論を終わる次第であります。

（拍手）

○野原委員長 玉置一徳君。

一言簡単でござります

〔賛成者起立〕

た理由は、すでに衆議院決算委員会で明瞭にされておりますように、東北開発株式会社の汚職に一部理事がひつたからておりますために、役員全員が職務違反、怠慢の責めを負つてやめられたのであります。從つてまだ御本人には東北開発株式会社の退職金も今もって保留になっておるのであります。

もつて保留になっておるのであります。

もちろん御本人の人格、識見とは直接関係のない汚職事件であるとは言いましても、やめられた理由は明らかに職務怠慢による責め辞職であります。

このようないい人をわざわざ問題の多い当公團の役員に、しかも理事長に榮

転させるということは、これは単に松

本氏個人の問題に属することではございません。事柄は高級役人の人事一般に關する重要な問題であります。さらに

公團のかかえている、顧問嘱託も、行管

が勧告しておりますように全く飼い殺

し的の存在であります。國費の乱費、冗

費これに過ぐるものはございません。

以上新旧両理事長の人事は不法ではなく

いとしても、明らかに正当性と適格性

を欠いた不当人事といわざるを得ないと思います。

わわれわれはこ

ういう法を審議すること自体がか

らいに出資をするというようなこと

は、まことにもつて言語道断といわざ

るを得ないと思います。

わわれわれはこ

ういう法を審議すること自体がか

らいに出資をするといふことはございません。

以上、私はこの公團法の一部改正につけて反対の理由を申し述べました

が、以上の点はおそらく与党の皆さん

といえども賛同される点の大きいもの

があろうと思いますがゆえに、私の反

対討論に御賛同を得ますようにお願ひ

いたしますして、討論を終わる次第であります。

（拍手）

○野原委員長 これにて討論は終局い

たしました。

非常に簡単でござりますが、民社党

の反対の意思を表明するために討論い

たした次第でござります。

〔別冊附録に掲載〕

農地開発機械公團法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第五三二号）に関する報告書

（参考）

○野原委員長 これにて討論は終局い

たしました。

まず、小山君提出の修正案について

採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十七年四月二十日発行

昭和三十七年四月十九日印刷